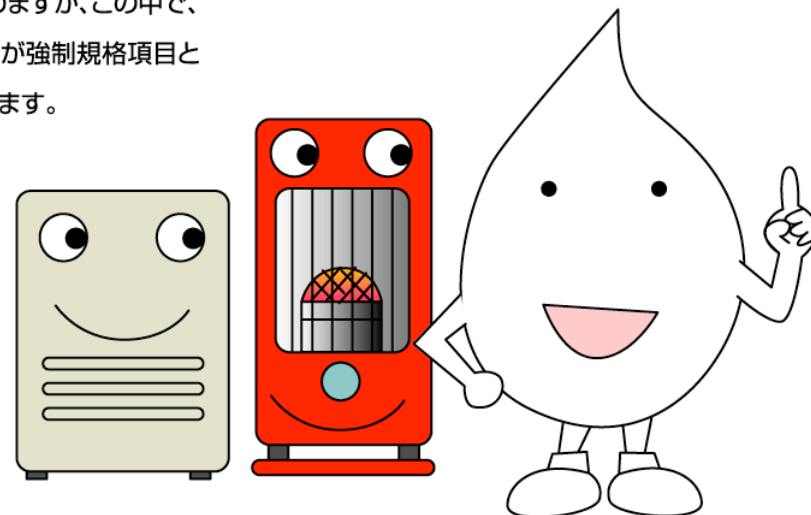


6 灯油の規格と規制する理由

正しい石油製品を流通させるために

灯油の規格

灯油の規格項目は、右の表に示してありますが、この中で、「環境」・「安全」・「健康」に係る項目が強制規格項目となっています。その理由を下に説明します。



●灯油の規格項目と規格値 (※=品確法強制規格、他は標準規格項目)

①	硫黄分	0.008質量%以下※
②	引火点	40℃以上※
③	セーボルト色	+25以上※
④	蒸留性状(95%留出温度)	270℃以下
⑤	煙点	21mm以上
⑥	銅板腐食	1以下

●灯油の強制規格と規制する理由

項目	規格値	何故、規制する必要があるのか?	
1. 硫黄分	0.008質量%以下	硫黄分の高い灯油をストーブの燃料として使用すると室内のSOx等の濃度が上昇し、呼吸器疾患等の健康上の問題が生じるため。	環境・健康面での規制
2. 引火点	40℃以上	引火点が低いと引火しやすくなり火災を招く危険があるため。	安全面での規制
3. セーボルト色	+25以上	ガソリンと灯油を誤って使用することを防止するため。(灯油は無色透明)	安全面での規制